

内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、西臼杵漁業協同組合(以下「組合」という。)他五ヶ瀬川漁業協同組合、延岡五ヶ瀬川漁業協同組合、大瀬川漁業協同組合の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出、又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り又はたも網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、遊漁者に対し、採捕した魚の所持又は販売の禁止並びに採捕した場での再放流の義務についての制限を課することができる。ただし、当該制限の範囲は、西臼杵漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権行使規則に基づいて組合員に対してする制限の範囲を超えることができない。

2 前項の制限をする場合は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁者が遵守すべき事項)

第4条 遊漁者は、次表に掲げる事項を遵守しなければならない。

漁業の名称及び漁法	遵守すべき事項
(関係漁法) 共通	・相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。 ・漁場の場所取りを禁止する。 ・錨づなの長さは20m以内とする。ただし、他人に迷惑がかからない範囲で延ばすことができる。 ・カーバイドなど薬物を使って採捕してはならない。 ・灯光を使って鮎・ヤマメを採捕してはならない。 ・旭化成星山発電所上流50メートル下流200メートルではすべての採捕を禁止する。 ・組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
竿手釣	・手、竿釣りは3本までとする。 ・チョンカケ漁及びリールによるシャクリ(鮎)、コロガシ漁を禁止する。 ・鮎竿釣りコロガシ漁の竿の長さは8.5m以下とする。
陸打ち投網	・組合理事会の承認を必要とする。 ・投網の遊漁料に加えて竿手釣(鮎)の遊漁料を支払うこと。 ・投網は網目15cmの中に10節以下、長さ3.5m以下とする。また、投網は遊漁者1人に対し1反までとする。 ・補助者は遊漁者1人につき補助者1人までとするが、鮎竿手釣りの遊漁料を必要とする。
金突き、たも網 (又手網)	・鮎及びヤマメを採捕してはならない。 ・たも網は網目15cmの中に10節以下、網の口径は1m以下とする。
舟打ち投網	・組合理事会の承認を必要とする。 ・採捕区域はJR日豊線五ヶ瀬川大瀬川両鉄橋より下流とする。 ・投網の遊漁料に加えて竿手釣(鮎)の遊漁料を支払うこと。 ・投網は網目15cmの中に10節以下、長さ4m以下とする。また、投網は遊漁者1人に対し1反までとする。 ・補助者は遊漁者1人につき1人までとするが、鮎竿手釣りの遊漁料を必要とする。
いさり金突き	・鮎及びヤマメを採捕してはならない。 ・潜水を禁止する。
かにかご	・かごは3個までとし、漁協指定の標識をつけること。 ・採捕期間は8月1日から11月30日までとする。 ・かごは日没後に投入し翌朝日の出までに引き上げること。
柴漬け	・組合理事会の承認を必要とする。 ・柴漬けは15個以下とする。
寄せ網、地引き網	・組合理事会の承認を必要とする。 ・鮎を採捕してはならない。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
うなぎ	4月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁業の名称及び漁法	年額	日額
竿釣り手釣り（鮎及びやまめを除く）	3,000円	1,000円
竿釣り手釣り（やまめ）	5,000円	3,000円
竿釣り手釣り（鮎）	10,000円	4,000円
いさり金突き ※鮎・やまめを除く	3,000円	1,000円
たも網	3,000円	1,000円
陸打ち投網	10,000円	－
舟打ち投網	12,000円	－
柴漬け	8,000円	－
かにかご（もくずがに漁）	4,000円	－
寄せ網、地引き網 ※鮎を除く	30,000円	－

※ 中学生以下の遊漁料は無料、高校生及び肢体不自由者の遊漁料は上記の1／2に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、資源の枯渇が予想される場合には遊漁承認証の販売を中止することがある。
- 3 遊漁料は、次に掲げる場所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合事務所
- (2) 五ヶ瀬川漁業協同組合事務所
- (3) 西臼杵漁業協同組合事務所
- (4) 大瀬川漁業協同組合事務所
- (5) 指定の釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。ただし、1日遊漁料を納付した場合は、当該遊漁料を納付した際の領収書をもって、遊漁承認証に代えることができる。

(1)承認を受けた者の氏名、住所

(2)承認期間

(3)魚種

(4)漁具・漁法

(5)遊漁区域

(6)遊漁料の額

(7)注意事項

(8)その他参考となるべき事項

(9)発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証には、遊漁者の顔写真を貼付しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証又は前項ただし書の領収書を（以下「遊漁承認証等」という。）を携帯しなければならない。

5 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁者は、次条に規定する漁場監視員から遊漁承認証等の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)注意事項

(4)その他必要な事項

(5)発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。